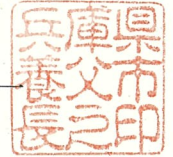


公 告

令和8年5月11日付けで、認可地縁団体である上野区から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年5月19日

養父市長 大 林 賢



- 1 名称 上野区
- 2 区域 養父市上野区内
- 3 主たる事務所
兵庫県養父市上野416番地1（集会所）

4 申請不動産に関する事項

・土地

地 目	面積	所在地
宅地	450.61㎡	養父市上野字出口416番1
宅地	23.14㎡	養父市上野字小山753番地1

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
別紙のとおり

- 5 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は
申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べることができる期間
令和8年5月22日から令和8年8月22日まで（※3か月を下回らない期間）
- 7 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定
による申出書及び関係書類を養父市経営企画部経営総務課に提出すること
による。